

八戸市立市民病院看護師特定行為研修規程

目 次

第1章	総則（第1条—第4条）
第2章	研修期間、在籍期間及び休業日（第5条—第7条）
第3章	研修科目及び履修等（第8条—第13条）
第4章	入講、休学、復学、退学、除籍等（第14条—第20条）
第5章	研修修了（第21条）
第6章	職員組織（第22条）
第7章	納付金、その他（第23条—第25条）
第8章	雑則（第26条、第27条）

第1章 総則

（基本理念と目標）

第1条 八戸市立市民病院看護師特定行為研修（以下「本研修」という。）は、病院理念である「思いやりの心」を基本理念とし、医師・その他医療関係者から期待される役割を十分に担うため、医療安全に配慮し、高度な臨床実践能力を発揮できるよう、自己研鑽を継続して自己成長を図り、チーム医療の要として急性期医療に貢献できる看護師を育成することを目標とする。

（指定研修機関名及び指定研修機関番号）

第2条 本研修を実施する指定研修機関名及び指定研修機関番号は、次のとおりである。

指定研修機関名 八戸市立市民病院
指定研修機関番号 2002002

（委員会）

第3条 本研修は、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令（以下「省令」という）に基づき、実施する。

2 本研修の実施を統括管理する機関として、八戸市立市民病院看護師特定行為研修管理委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

3 委員会の組織及び運営に必要な事項は別に定める。

（特定行為区分、研修期間、受講定員及び総定員）

第4条 本研修の特定行為区分、研修期間、受講定員及び総定員は、次のとおりとする。

No	特定行為区分	期間	定員	総定員
1	救急領域	12 か月	5 人	5 人

第2章 研修期間、在籍期間及び休業日

（研修期間）

第5条 研修期間は、10月1日から翌年9月30日までの1年間とする。ただし、第10条及び第12条に定める補修講義等を実施する場合はこの限りでない。

(在籍期間)

第6条 受講者の在籍期間は、原則前条に定める期間とする。

- 2 第10条、第17条の規定により前項の研修期間を超える場合であっても、通算して3年を超えて在籍することはできない。

(休業日)

第7条 本研修の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日および当院が指定した日
- (2) その他、委員会が特に定める日
- 2 委員会は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更することができる。
- 3 委員会は、非常災害その他特別の事情があるときは、前2項の規定にかかわらず研修を中止することができる。

第3章 研修科目及び履修等

(研修科目、総時間数)

第8条 研修科目及び時間数は別表1のとおりとし、受講者は共通科目250時間に加え、自らが選択した1つ以上の特定行為区分の区分別科目を履修するものとする。

(時間数)

第9条 研修の時間数は、研修方法にかかわらず1時間を60分とする。

(補習講義、補習演習、補習実習及び、再履修、再実習)

第10条 研修科目の出席時間が第8条各号に定める当該科目時間数を満たさない場合は、その不足時間数の補習を受けなければならない。ただし、休学による場合については、原則として次期開講時に再履修しなければならない。

- 2 前項の補習のうち、講義については本研修の指導者として登録している各科目を指導する医師（以下、「指導者」という。）が同一内容の講義を行う。この場合、受講者は補習講義後にレポートを提出しなければならない。
- 3 第1項の補習のうち演習及び実習については、指導者が不足時間数分の演習及び実習と同一内容の演習及び実習を行う。この場合、受講者は補習講義後にレポートを提出しなければならない。
- 4 指導者が必要と認めた場合は、さらに追加で補習を行うことができる。
- 5 研修修了判定が不合格であった者は、翌年の期に限り、第23条に規定する受講料を再度納入し再履修を受けることができる。
- 6 指導者が必要と認めた場合は、受講者は再実習を受講しなければならない。

(成績の評価)

第11条 成績の評価は各研修科目の終了毎に、次に掲げる評価基準に基づき指導者が行うものとする。

- (1) 筆記試験は100分の80以上を可とし、100分の80未満を不可とする。
- (2) 実習評価は実習評価表により、到達レベルの判定を行い、すべての項目で4以上の場合を可とし、いずれかの項目で3点以下となった場合は不可とする。

(科目修了の認定)

第 12 条 科目修了の認定は、各研修科目の成績により委員会の議を経て行う。

2 筆記試験において、傷病その他やむを得ない理由により受けることができなかった者は、追試験を実施することができる。

3 実習において、傷病その他やむを得ない理由により必要な経験症例数（5 例または 10 例程度）を満たさなかった者は、追実習を実施することができる。

4 筆記試験又は各種実習の観察評価が前条の基準に満たない場合は、再試験又は再実習を実施することができる。

（既修科目の免除）

第 13 条 共通科目及び区分別科目において、入講前に S-QUE 研究会[®] e-learning による履修を行っている場合は、対象科目の履修免除を行うことができる。

2 指定研修機関における特定行為研修の一部科目を既に履修した者が入講するとき、本人の申請に基づき、その既習科目の時間数の全部又は一部を免除することができる。

第 4 章 入講、休学、復学、退学、除籍等

（入講資格）

第 14 条 入講資格は、次の各号をすべて満たす場合とする。

（1）日本国の看護師免許を有すること。

（2）看護師免許取得後、臨床経験年数 5 年以上で、かつ救急領域の看護経験が 3 年以上の実務経験を有すること。

（受講選考）

第 15 条 受講選考は書類選考、面接試験及び小論文等により行う。

（入講手続、許可）

第 16 条 入講を志願する者は、所定の期日までに八戸市立市民病院ホームページを通じて申請し、第 23 条に定める受講審査料を委員会が指定した口座に振り込むものとする。

2 委員会は、前項の手続きを終了した者に対して選考を行い、受講者を決定する。

3 受講選考に合格した者は、受講料を所定の期日までに納入しなければならない。

4 院長は入講手続が完了した場合、入講を許可する。

5 院長は次の各号のいずれかに該当する者に対し、委員会の議を経て入講許可を取り消すことができる。

（1）入講に際して、あらかじめ指示された事項に従わない者

（2）疾病その他の理由により入講指定の日から 7 日以内に入講しない者

（3）受講申請書その他の提出書類に虚偽の記載がある者

（4）不正の手段により、入講の許可を受けた者

（5）入講資格要件を満たさない者

（休学）

第 17 条 受講者は、傷病その他やむを得ない理由により引き続き 4 週間以上休学しようとするときは、その理由を付し、書面により院長に届け出て許可を受けなければならない。

2 許可した休学期間は、第 6 条に規定する在籍期間から除算する。

（復学）

第 18 条 前条の者が復学しようとする場合は、書面により院長に届け出て許可を受けなければならない。

(退学)

第 19 条 傷病その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、書面により院長に届け出なければならない。

2 傷病による退学の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 院長は次の各号のいずれかに該当する者に対し、委員会の議を経て退学の処分を行うことができる。

(1) 本研修の秩序を乱し受講者としての本分に反した者

(2) 正当な理由なく出席が常でない者

(除籍)

第 20 条 院長は次の各号のいずれかに該当する者に対し、委員会の議を経て除籍の処分を行う。

(1) 死亡の届出があった者

(2) 行方不明の届出のあった者

(3) 社会的諸秩序に対する侵犯行為（犯罪行為）を行った者

(4) 第 6 条に規定する在籍期間を超えた者

第 5 章 研修修了

(研修修了の認定)

第 21 条 院長は、受講者が履修すべき全ての研修科目について第 12 条に定める科目修了の認定に合格した場合は、委員会の議を経て本研修の修了を認定する。

2 院長は、本研修修了の認定後、当該受講者に対し速やかに特定行為研修修了証を交付し、厚生労働大臣に報告書を提出しなければならない。

第 6 章 職員組織

(職員)

第 22 条 本研修に次の職員を置く。

(1) 特定行為研修の責任者（専任） 特定行為区分ごとに 1 名

(2) 指導者 研修科目ごとに 1 名以上

(3) 事務職員 1 名以上

2 院長は前項に定めるほか、必要に応じて職員を置くことができる。

第 7 章 納付金、その他

(受講審査料、受講納付金、受講料等)

第 23 条 受講審査料、受講納付金、受講料（演習、実習費含む）等は別表 2 のとおりとする。なお、教材費等は別に定める。

(補習講義等の費用)

第 24 条 第 10 条に規定する補習講義、補習演習、補習実習及び再実習において受講者が負担する費用は別表 3 のとおりとする。

2 第 12 条に規定する追試験、追実習、再試験及び再実習において受講者が負担する費用は別表 4 のとおりとする。

(受講料等の納入及び還付)

第 25 条 第 23 条に定める受講料等が所定の期日までに納入されない場合は、入講を許可しない。

- 2 既に納入された受講料等は、原則として返還しない。ただし、特別な事由のある場合は、委員会の議を経て受講料等の全部又は一部を返還することができる。
- 3 入講 10 日前までに入講辞退の意思表示があった場合は、受講審査料および受講納付金を除いた受講料は返還するものとする。

第 8 章 雑則

(受講者心得)

第 26 条 受講者は、委員会が定める受講生便覧を熟読のうえ、それに準じて行動しなければならない。

(委任)

第 27 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、2020 年 10 月 1 日から施行する

附 則

この規定は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 8 条関係） 研修科目及び時間数

(1) 共通科目（試験時間を含む）

共通科目名	時間数	小計
臨床病態生理学	30 時間	250 時間
臨床推論	45 時間	
フィジカルアセスメント	45 時間	
臨床薬理学	45 時間	
疾病・臨床病態概論	40 時間	
医療安全学／特定行為実践	45 時間	

(2) 区分別科目（選択科目）（試験時間を除く）

No	特定行為区分	時間数
1	救急領域	82 時間

別表 2 （第 23 条関係） 受講料等の費用

費 目			費用（消費税込）
受講審査料			10,000 円
受講納付金			10,000 円
共通科目受講料			300,000 円
区分別科目受講料	1	救急領域	378,000 円

別表 3 （第 24 条関係） 補修講義等の費用

費 目	費用（消費税込）
補修講義、補修実習、補修演習、補修実習	無料
再実習	1 日あたり 3,000 円
再試験	1 科目 3,000 円

別表 4 （第 24 条関係） 追試験等の費用

費 目	費用（消費税込）
追試験、追実習	無料
再試験	1 科目 3,000 円
再実習	1 日あたり 3,000 円